

奈良県告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関等を休止した旨の届出があつた。

平成二十四年五月十八日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
うねびやまクリニツク	橿原市久米町五六九 ヒロタウエ ストゲート神宮前一階	平成二十四年五月一日